

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和5年(行ツ)第298号
決 定 日 令和7年2月26日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 宇 賀 克 也
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 渡 辺 惠 理 子
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 上告人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
同代表者理事 三木 由希子
同訴訟代理人弁護士 升味 佐江子 ほか
被上告人 国
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐
同指定代理人 坂井 美香
原判決の表示 東京高等裁判所令和4年(行コ)第31号(令和5年5月17日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和7年2月26日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 沼田 千絵

これは正本である。

令和7年2月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

沼田千絵

